

貨物船等の積荷流出事故や原因不明の流木被害対策について

【水産庁・国土交通省・海上保安庁】

提案の内容

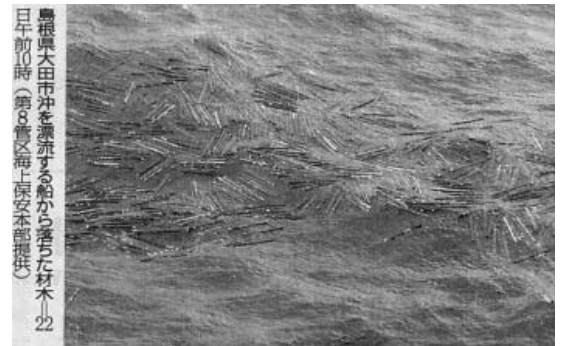
近年多発している貨物船等からの積荷木材の流出事故や、由来不明の流木への対策として、海上航行や操業の安全を確保する観点から、流出事故防止対策と流木発生時の緊急支援対策を早期に確立すること

- ・船舶の所有者に対し、積荷の流出事故が起きないように指導を徹底すること
- ・積荷流出事故発生の場合、国が、原因者に代わって迅速な流出積荷回収を行う制度を創設すること
- ・原因不明の流木についても同様の制度を創設すること
- ・事故の内容によって、国による迅速な回収・処理が困難な場合、関係自治体などに回収を委託し、その費用補填を国が行う制度とすること

【現状と課題】

○ 流出事故処理の現状と補償の状況

- ・木材流出事故等が生じた場合、県、JFしまね、海上保安部が連携し、市町村、関係漁業者の協力により、回収・処理作業を行っている。
- ・平成15年11月、平成16年2月、12月に島根県沖合で木材流出事故が連続発生し、漁船が多額の被害を被ったが、11月の場合を除き、被害補償はなされなかった。
- ・また、昨年7月から8月には、由来不明の流木が本県沖合に大量に漂流し、漁船の被害も生じた。
- ・これまで漁業関係者の流木回収に係る経費については、燃料費、漁船乗組員日当の一部を県が助成している。
- ・洋上における漂流物の回収や処理を被害者が中心になって処理している。
- ・昨年6月、我が国領海（距岸12海里）内での船舶からの流出木材について、船舶所有者に対し、除去命令を出すことを可能とするよう海洋汚染防止法が一部改正された。



▲平成15年11月島根県大田市沖で発生

【本県の取組状況・方針】

- 全国海区漁業調整委員会や中国地方知事会などを通じて国に要望しており、平成16年12月の事故発生に対しては、同月21日に緊急要望を実施した。
- 近年多発する積荷流出事故に対して、県を中心にした関係機関からなる緊急連絡体制を構築し、事故発生時の対応に備えている。
- 県では、流出事故発生の度にJFしまねへ協力要請を行い、流木回収を行っている。
- 平成18年2月2日に開催された、国会議員及び国土交通省、海上保安庁、水産庁担当者、JFしまね、本県担当者による貨物船などの積荷流出事故対策意見交換会において、国が主体的に対応を行うよう要請し、昨年6月に海洋汚染防止法の一部改正が行われた。

【提案・要望の効果】

- 船舶所有者への指導の徹底により事故発生の防止効果が向上する。
- 一般航路の安全確保はもとより、沿岸・沖合漁業の安全操業が確保され、漁業経営の安定につながる。
- 流木の回収を、国が主体となって行うことにより、関係自治体や関係機関の負担が大きく軽減される。
- 緊急連絡体制の整備や予算措置により、流木発生に対して関係機関が連携した迅速な対応が可能となる。